

# 令和7年度 第4回 福岡市地域公共交通会議

日 時：令和8年2月3日（火）15時00分～

会 場：TKP ガーデンシティ PREMIUM 天神ブリッククロス  
12階 カンファレンスルーム 12B

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- 1) アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行について
- 2) 壱岐南地区におけるオンデマンドバスの実証運行について
- 3) 公共交通不便地対策事業（オンデマンド交通）各エリアの運行について  
（エリア①東区、エリア②南区、エリア③中央区・城南区、エリア④城南区）
- 4) 生活交通に関する取組み状況について
- 5) 協議運賃幹事会の付議案件について
  - ・公共交通不便地対策事業（オンデマンド交通）各エリアの運行について※資料は議題3と同一

### 3 閉 会



## 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

| 所 属                                 | 氏 名               | 備考 |
|-------------------------------------|-------------------|----|
| 一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事                 | かわづ たかゆき<br>河津 隆幸 |    |
| 福岡市七区男女共同参画協議会 代表                   | たがわ さおり<br>田川 さおり |    |
| 福岡市自治協議会等 7 区会長会 代表                 | とだか てるみ<br>戸高 輝美  |    |
| 九州運輸局 福岡運輸支局長                       | ながまつ せいじ<br>永松 靖二 |    |
| 一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事               | みね とおる<br>三根 徹    |    |
| 西日本鉄道労働組合 自動車対策部長                   | むちま たかゆき<br>鞭馬 隆行 |    |
| 安川タクシー株式会社 代表取締役                    | やすかわ てつじ<br>安川 哲史 |    |
| 西日本鉄道株式会社 自動車事業本部 副本部長兼計画部長兼自動車技術主幹 | やまぐち てつお<br>山口 哲生 |    |
| 福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部長                 | まつおか あつし<br>松岡 淳  |    |

### 事務局

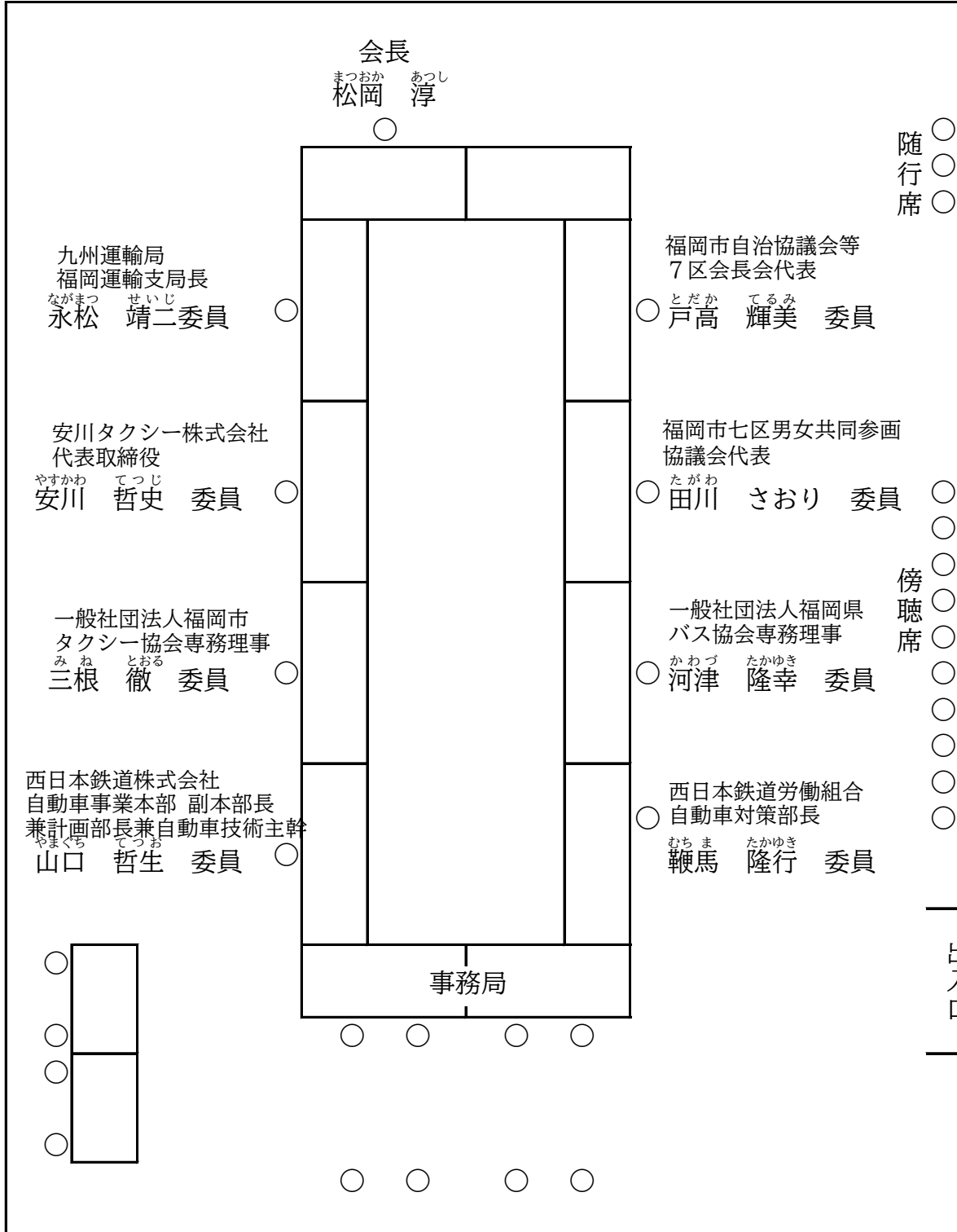
| 所 属                                      | 氏 名                | 備考 |
|--|--------------------|----|
| 福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部<br>地域交通課長             | なかむら みつのぶ<br>中村 充伸 |    |
| 福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部<br>地域交通課 企画調整係長       | なかむら よしひで<br>中村 嘉秀 |    |
| 福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部<br>地域交通課 公共交通支援第 1 係長 | つつい しゅんべい<br>筒井 峻平 |    |
| 福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部<br>地域交通課 公共交通支援第 2 係長 | ながの たかゆき<br>長野 貴之  |    |

# 令和7年度 第4回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：令和8年2月3日（火）15時00分から

会場：TKPカーデンシティPREMIUM 天神ブリッククロス

12階 カンファレンスルーム12B



## 今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

### ■道路運送法施行規則（抜粋）

（事業計画）

#### 第四条

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。

ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

（地域公共交通会議の構成員）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

- イ 道路管理者
- ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

### ■地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン（抜粋）

1. 地域公共交通会議の目的 地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

### ■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

#### 第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

- (1) 生活交通の在り方に関する事項
- (2) 特別対策区域に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

議題 1~4

### ■福岡市地域公共交通会議規則（抜粋）

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

○福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例(平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。)第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市みどり局都市計画部長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条の2に規定するところにより、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務(以下「調査等の事務」という。)を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法(昭和26年法律第183号)に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

(1) 本市の住民

(2) 関係事業者の職員

(3) 本市の職員

(4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市みどり局都市計画部地域交通課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則(平成24年 8 月16日規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年 3 月31日規則第89号)

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成28年 3 月28日規則第43号)

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月31日規則第41号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 福岡市地域公共交通会議運営要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の開催手続)

**第2条** 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

### (委員の代理)

**第3条** 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第4条の2第4号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

### (会議の議事進行)

**第4条** 規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

### (傍聴の取扱)

**第5条** 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないことができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

### (会議録)

**第6条** 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市みどり局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

### (書面開催)

**第7条** 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
  - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
  - 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
  - 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

#### 附 則

- この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。
- この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。
- この要綱は、令和4年 9月20日から施行する。
- この要綱は、令和6年2月26日から施行する。
- この要綱は、令和7年5月26日から施行する。

アイランドシティにおける  
オンデマンドバスの実証運行  
について



## アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行について

### 1. 趣旨

アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行については、平成30年度第4回福岡市地域公共交通会議の議決を経て、平成31年4月25日から実証運行を開始した。

今後、まちづくりの進展に伴う利用者の増加が見込まれるほか、令和7年8月には運行区域の変更により、路線バスとの役割分担による効率的な輸送を図るなど、利便性向上にも取り組んでいることから、実証運行期間の延長について会議に諮るもの。

### 2. 路線概要

- (1) 運行事業者 西日本鉄道株式会社
- (2) 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3 第3号）
- (3) 営業の区域

※今回変更箇所「住所名変更（営業の区域に変更なし）」

アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～4丁目）、  
イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）

- (4) 運行の区域

※今回変更箇所「住所名変更（運行の区域に変更なし）」

アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～4丁目）、  
イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）



- (5) 運行形態

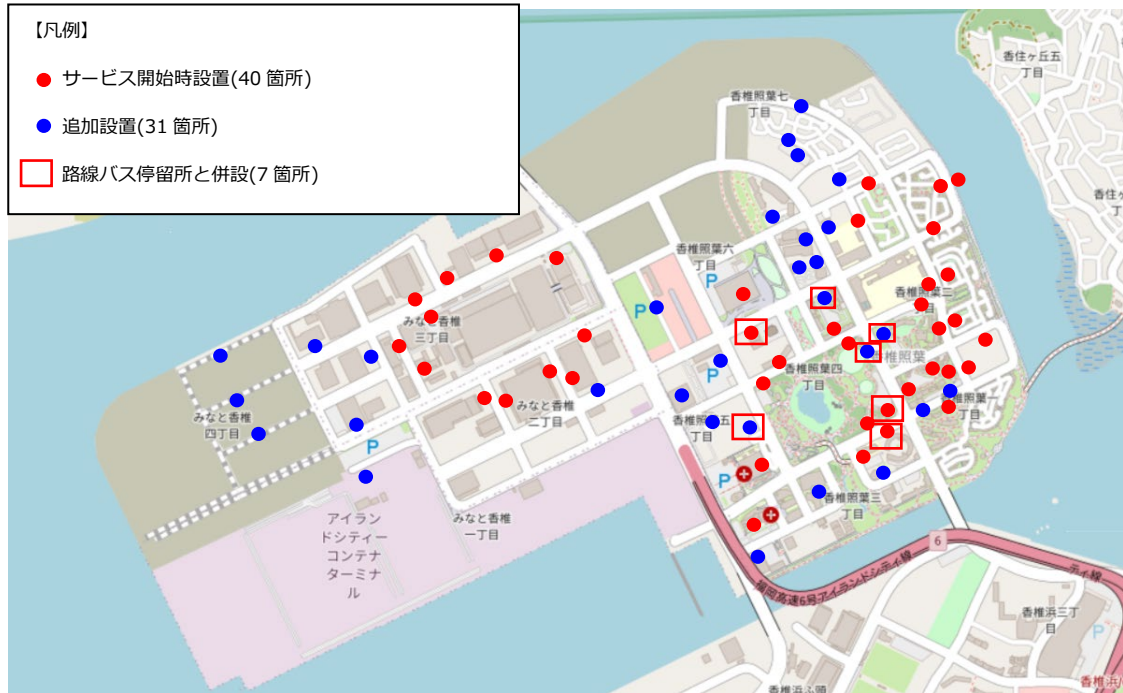
予約のあるミーティングポイント及び乗降場所間を効率的に運行

- (6) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

## (7) ミーティングポイント及び乗降場所

### ○アイランドシティ地区内（ミーティングポイント） <R7.8.1現在>



※ミーティングポイントの設置については、今後、事業者にて関係者と協議が整い次第、随時変更追加予定。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。  
 ※参考として、ミーティングポイント設置状況を6ページ【参考①】に記す。

### ○アイランドシティ地区外（ミーティングポイント） <R7.8.1現在>



(8) 運行車両

使用車両：ワンボックス車両(乗車定員(運転手除く)9名) 2台

ワンボックス車両(乗車定員(運転手除く)13名) 3台

※乗車定員8名もしくは12名で運用

※折りたたみ式車いすでの乗車は可

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示

※需要を踏まえ、時間帯別に運行車両台数を変動予定



(9) 運行時間

運行時間帯：平日・土曜日 6:00~22:00 頃

日祝日 7:30~21:00 頃

※いずれも予約時間内に受け付けた運送の完了まで

運行間隔：1時間当たり2便~10便(1台あたり2便/時間)

※運行時間帯を変更する場合は、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行うことも出来るものとする。その場合、結果について事務局より地域公共交通会議にて報告する。  
 ※参考として、予約方法を8ページ【参考②】に記す。

(10) 運賃・割引等

【運賃】

| 種類       |   | 額および適用方法                     |                                       |   |
|----------|---|------------------------------|---------------------------------------|---|
|          |   | アイランドシティ<br>地区内              | アイランドシティ<br>(みなと香椎)<br>~<br>イオンモール香椎浜 | アイランドシティ<br>(香椎照葉エリア)<br>~<br>イオンモール香椎浜 |
| 運賃       | 大人<br>12歳以上(中学生以上)                      | 250円                         | 350円                                  | 300円                                    |
|          | 小児<br>6歳以上12歳未満(小学生)                    | 100円                         | 150円                                  | 150円                                    |
|          | 幼児<br>1歳以上6歳未満(未就学児)                    | 無料<br>旅客1名につき2名迄<br>単独乗車100円 | 無料<br>旅客1名につき2名迄<br>単独乗車150円          | 無料<br>旅客1名につき2名迄<br>単独乗車150円            |
|          | 障がい者・介護者                                | 100円                         | 150円                                  | 150円                                    |
| 決済<br>手段 | 現金                                      | 乗車時                          |                                       |   |
|          | 交通系ICカード<br>(nimoca・<br>福岡市交通用福祉ICカード等) | 乗車時                          |                                       |   |
|          | クレジットカード                                | スマホアプリ                       |                                       |   |

※西鉄バスの各種乗車券及び定期券は利用不可。

※参考として、アイランドシティエリアのエリア分けを6ページ【参考①】に記す。

## 【割引等】

| 割引の種類         | 概要   | クーポン額&付与ポイント                        | 適用開始時期                   |
|---------------|--|-------------------------------------|--------------------------|
| アプリ初回ダウンロード特典 | 会員1名につき1回、クーポンコードを発行   | 500円分                               | サービス開始時<br>(平成31年4月25日)  |
| 多頻度割引         | 1か月間で3,000円ご利用いただく毎に、クーポンコードを発行  | 300円分                               |                          |
| 乗継ポイント        | オンデマンドバスと路線バスの乗継利用で事前にアプリにて登録したnimocaカードにポイントを付与<br>※オンデマンドバスはクレジットカードまたはnimoca、路線バスはnimoca決済の場合に限る<br>※60分以内に乗り継いだ場合に限る | 90ポイント<br>※小児・幼児・障がい者割引運賃適用者は40ポイント |                          |
| e定期           | アプリで使える電子定期券(1か月)をアプリで発行(本人限り有効)<br>・大人1ヶ月16,200円(税込)<br>・小人・障がい者1ヶ月8,100円(税込)<br>※アイランドエリア限定で発売<br>※本券利用時は多頻度割引の適用無し    |                                     | 令和元年11月1日より販売・運用開始       |
| eチケット         | アプリで使える電子乗車券をアプリ上で5,000円(税込)で発行<br>※本券利用時は多頻度割引の適用無し   | ボーナスクーポン600円分付与                     | 令和元年11月1日より販売・運用開始       |
|               | アプリで使える電子乗車券をアプリ上で2,000円(税込)で発行<br>※本券利用時は多頻度割引の適用無し   | ボーナスクーポン200円分付与                     | 令和3年7月5日より販売・運用開始        |
| 1乗車100円       | イベントに合わせ1乗車100円(誰でも可)  | —                                   | 令和4年11月12日<br>※毎年度2回程度予定 |
| 路線バス定期券割引     | 西鉄の各種路線バス定期券の券面を提示したお客様は1乗車150円<br>※小児・幼児・障がい者割引運賃適用者は、既存割引率が高いため、対象外とする<br>※乗継ポイントサービスとの併用不可                            | 1乗車150円                             | 令和7年8月1日より運用開始           |

※割引の種類・適用期間・適用額については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施する。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

### (11) 運行期間 ※今回変更箇所

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 旧(現行) | 平成31年4月25日から令和8年3月31日まで          |
| 新(変更) | 平成31年4月25日から <b>令和9年3月31日</b> まで |

### 3. 議決事項

実証運行期間の延長 第8期：令和 8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

第7期：令和 7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）

（令和7年度 第5回 福岡市地域公共交通会議 議決）

第6期：令和 6年4月1日～令和7年3月31日（1年間）

（令和6年度 第5回 福岡市地域公共交通会議 議決）

第5期：令和 5年4月25日～令和6年3月31日（1年間）

（令和5年度 第5回 福岡市地域公共交通会議 議決）

第4期：令和 4年4月25日～令和5年4月24日（1年間）

（令和3年度 第4回 福岡市地域公共交通会議 議決）

第3期：令和 3年4月25日～令和4年4月24日（1年間）

（令和2年度 第2回 福岡市地域公共交通会議 議決）

第2期：令和 2年4月25日～令和3年4月24日（1年間）

（令和元年度 第3回 福岡市地域公共交通会議 議決）

第1期：平成31年4月25日～令和2年4月24日（1年間）

（平成30年度 第4回 福岡市地域公共交通会議 議決）

## 【参考①】 アイランドシティエリアのエリア分け及び設置状況

### <アイランドシティエリアのエリア分け>



### <ミーティングポイント設置状況>

#### ①公道上貼り付け型



#### ②私有地内置き型



(参考) エリア対象MP一覧

| 番号  | 名称                              |
|-----|---------------------------------|
| 1-② | アクアコートⅠ区 6番館前                   |
| 1-③ | プライムメゾン照葉東側                     |
| 1-④ | 香椎照葉1丁目駐車場西側                    |
| 1-⑤ | 香椎照葉1丁目駐車場北側                    |
| 1-⑥ | プライムメゾン照葉北側                     |
| 1-⑦ | ヴェルデコートⅠ区 5番館前                  |
| 1-⑧ | 照葉パビリオン                         |
| 1-⑨ | アクアコートⅠ区 6番館前B                  |
| 2-② | 照葉テラスマリナコート東側A                  |
| 2-③ | 照葉テラスマリナコート東側B                  |
| 2-④ | 照葉テラスマリナコート北側                   |
| 2-⑤ | 浅部クリニック前A                       |
| 2-⑥ | 浅部クリニック前B                       |
| 2-⑩ | 照葉小中学校前(天神/博多/千早方面バス停)          |
| 3-① | アイランドシティ中央公園前 (みなと香椎方面バス停)      |
| 3-② | シーマークビル                         |
| 3-③ | 福岡みらい病院                         |
| 3-④ | アトリアモール照葉                       |
| 3-⑤ | アイランドタワースカイクラブ                  |
| 3-⑥ | アイタワー                           |
| 4-① | アイランドシティ中央公園南側                  |
| 4-② | アイランドシティ中央公園前 (アイランドシティ照葉方面バス停) |
| 4-③ | セントラルパーク香椎照葉前A                  |
| 4-④ | セントラルパーク香椎照葉前B                  |
| 4-⑥ | パークフロント香椎照葉前                    |
| 4-⑦ | アイランドシティ中央公園北側A                 |
| 4-⑧ | 福岡市総合体育館 (アイランドシティ照葉方面バス停)      |
| 4-⑨ | 照葉北小学校前 (アイランドシティ照葉方面バス停)       |
| 4-⑩ | 照葉小中学校前 (アイランドシティ照葉方面バス停)       |
| 5-① | こども病院                           |
| 5-② | センターマークスター                      |
| 5-③ | トライアル                           |
| 5-④ | 照葉スパリゾート前                       |
| 5-⑤ | 香椎照葉五丁目(天神/博多/千早方面バス停)          |
| 6-① | 福岡市総合体育館                        |
| 6-② | プライムメゾン照葉 クロススタイル東              |
| 6-③ | フォレストプレイス香椎照葉ザ・テラス前             |
| 6-④ | アイランドアイ中央広場                     |
| 6-⑤ | (WEST) O&F タワーレジデンス             |
| 6-⑥ | (EAST) O&F タワーレジデンス             |
| 7-① | 香椎照葉7丁目南側                       |
| 7-② | 香椎照葉3号緑道A                       |
| 7-③ | 香椎照葉3号緑道B                       |
| 7-④ | 香椎照葉北公園                         |
| 7-⑤ | 照葉北小学校東側                        |
| 7-⑥ | 照葉オーシャンプレイスⅡ街区                  |
| 7-⑦ | 照葉オーシャンプレイスⅢ街区                  |
| 7-⑧ | 照葉ザ・タワー                         |
| 7-⑨ | アイランドシティ ザ・ガーデン ※名称変更のみ         |
| 7-⑩ | アイランドシティはばたき公園                  |

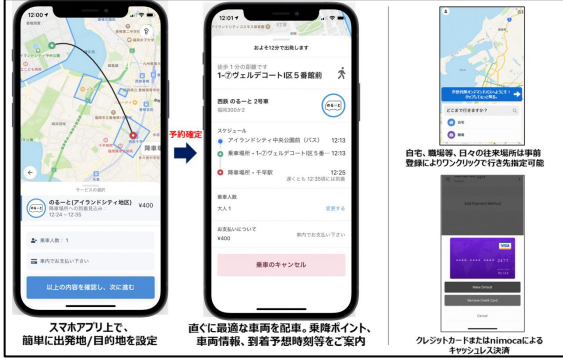
| 対象エリア     | 番号  | 名称                    |
|-----------|-----|-----------------------|
| みなと香椎エリア  | M-① | みなと香椎① (鈴与前)          |
|           | M-② | みなと香椎② (越智産業前)        |
|           | M-③ | みなと香椎③ (松岡前)          |
|           | M-④ | みなと香椎④ (ベジフルロジセンター前)  |
|           | M-⑤ | みなと香椎⑤ (南九前)          |
|           | M-⑥ | みなと香椎⑥ (マルゴ前)         |
|           | M-⑦ | みなと香椎⑦ (ヤマエ久野前)       |
|           | M-⑧ | みなと香椎⑧ (ロジシティみなと香椎西側) |
|           | M-⑨ | みなと香椎⑨ (ロジシティみなと香椎東側) |
|           | M-⑩ | みなと香椎⑩ (アスクル北側)       |
|           | M-⑪ | みなと香椎⑪ (アスクル西側)       |
|           | M-⑫ | ベジフルスタジアム             |
|           | M-⑬ | みなと香椎⑬ (アスクル南側)       |
|           | M-⑭ | みなと香椎⑭ (九州日新前)        |
|           | M-⑮ | アイランドシティコンテナターミナル     |
|           | M-⑯ | みなと香椎⑯ (横浜冷凍前)        |
|           | M-⑰ | みなと香椎⑰ (九州日野自動車前)     |
|           | M-⑱ | 軽自動車検査協会              |
|           | M-⑲ | みなと香椎四丁目北側            |
|           | M-⑳ | T-LOGI                |
| アイランドシティ外 | -   | イオンモール香椎浜             |

【参考②】予約方法

予約方法 : 事前に会員登録の上、アプリまたはLINEで予約する。

予約・取消受付: 予約は24時間、2日前から受付。

・アプリ予約

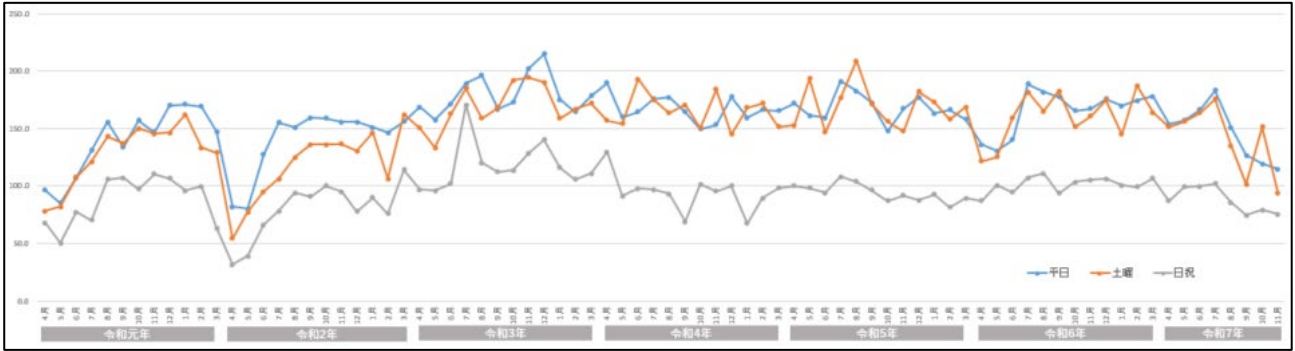


スマホアプリ上で、簡単に出発地/目的地を設定  
直ぐに最適な車両を配車。乗降ポイント、車両情報、到着予想時刻等をご案内  
クレジットカードまたはnimocaによるキャッシュレス決済

・LINE予約



【参考③】1日あたりの曜日別利用者数推移（令和元年4月～令和7年11月）



令和7年11月  
曜日別利用人員  
↓↓↓↓↓↓↓  
114人  
93人  
75人

【参考④】周辺バス路線の状況（西鉄バス路線図令和7年12月31日現在）



# 壱岐南地区における オンデマンドバスの実証運行について



# 壱岐南地区におけるオンデマンドバスの実証運行について

## 1. 趣旨

壱岐南地区におけるオンデマンドバスの実証運行については、令和元年度第4回福岡市地域公共交通会議における議決を経て、令和2年6月1日より運行を開始した。

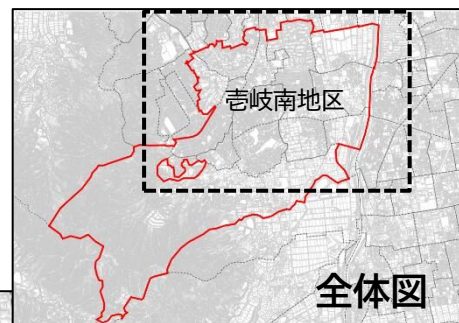
令和7年度は利用者数が増加傾向にあるなど、引き続き利便性向上を図りながら、利用促進に取り組む必要があることから、実証運行期間の延長について会議に諮るもの。

## 2. 路線概要

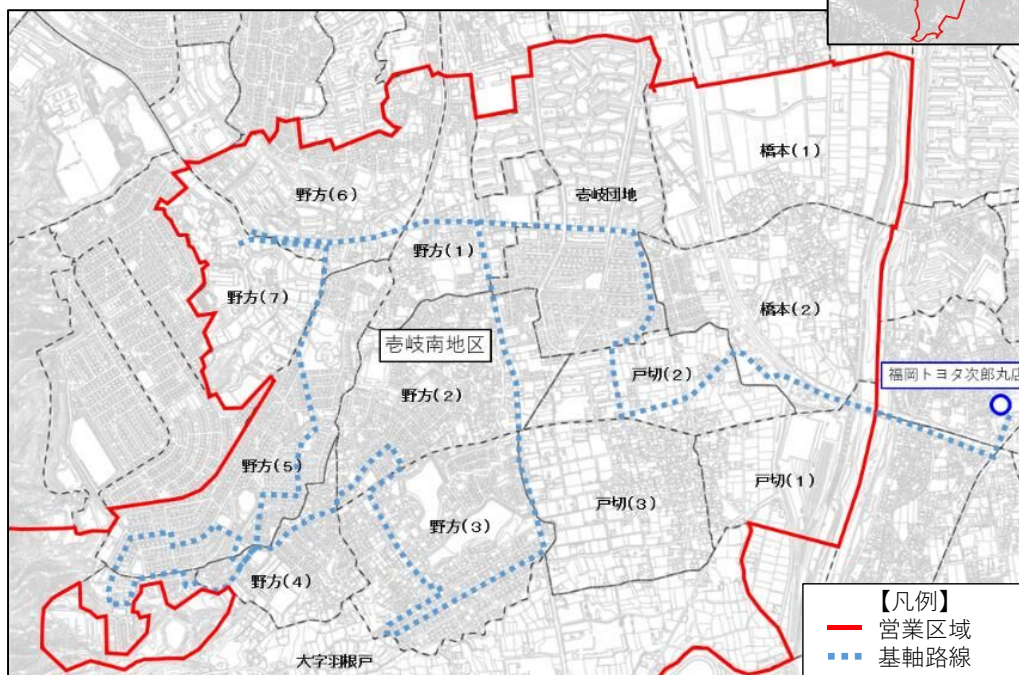
- (1) 運行事業者 西日本鉄道株式会社
- (2) 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3 第3号）
- (3) 営業の区域  
壱岐南地区（西区野方1～7丁目、壱岐団地、戸切1～3丁目、橋本1～2丁目、大字羽根戸）

- (4) 運行の区域  
壱岐南地区（西区野方1～7丁目、壱岐団地、戸切1～3丁目、橋本1・2丁目、大字羽根戸）～福岡トヨタ次郎丸店（早良区次郎丸2丁目）

- (5) 利用種別
  - 壱岐南地区内 ⇔ 壱岐南地区内：利用可 (○)
  - 壱岐南地区内 ⇔ 壱岐南地区外：利用可 (○)
  - 壱岐南地区外 ⇔ 壱岐南地区外：利用不可 (×)



全体図



(6) 運行形態

予約のあるミーティングポイント及び乗降場所間を効率的に運行

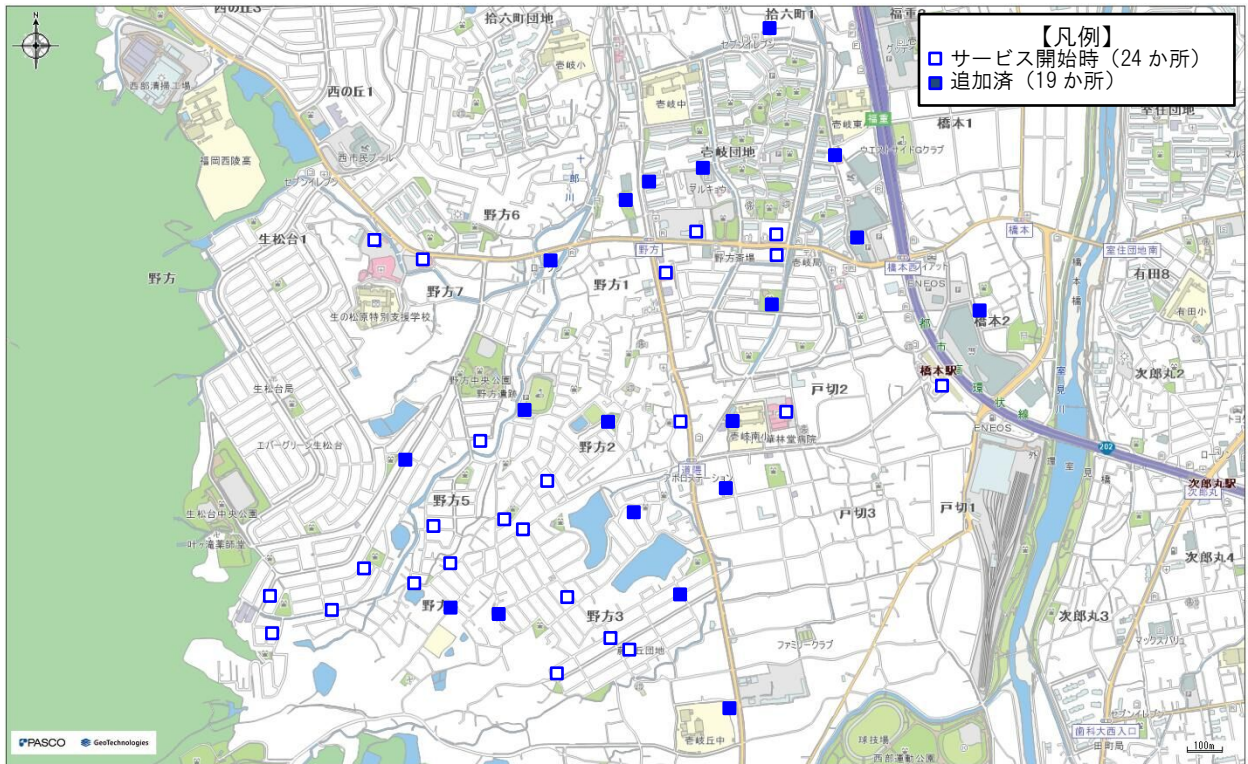
(7) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(8) ミーティングポイント及び乗降場所

○吉岐南地区内（ミーティングポイント：43 か所）

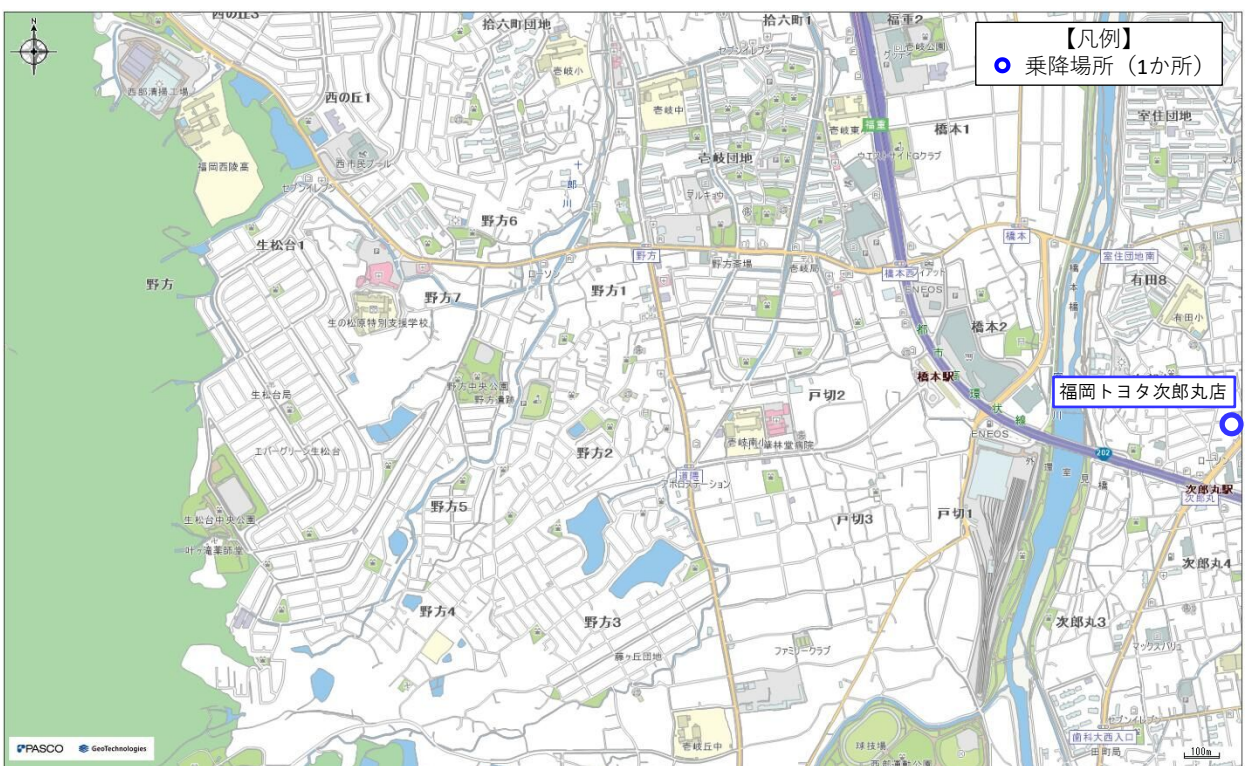
<令和7年12月31日現在>



※ミーティングポイントの設置については、今後、事業者にて関係者と協議が整い次第、随時変更追加予定。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

○吉岐南地区外（乗降場所：1 か所）

<令和7年12月31日現在>



(9) 運行車両

使用車両：ワンボックス車両（乗車（運転手除く）9名）1台（予備車両1台）

※乗車定員8名で運用

※折りたたみ式車いすでの乗車は可

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示



(10) 運行時間

運行時間帯：8:30～18:30 頃（以下予約時間内に受け付けた運送の完了まで）

（乗務員休憩時間：土日祝のみ 10:50～11:20、13:40～14:25、16:45～17:15）

運行間隔：「ミーティングポイント（乗降場所）⇒ミーティングポイント（乗降場所）」を1便と仮定し、1時間当たり1便～6便

※参考として、予約方法を5ページ【参考①】に記す。

(11) 運賃・割引等

**【運賃】**

|      | 種類                                  | 額および適用方法                      |
|------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 運賃   | 大人<br>12歳以上（中学生以上）                  | 350円                          |
|      | 小児<br>6歳以上12歳未満（小学生）                | 180円                          |
|      | 幼児（未就学児）<br>1歳以上6歳未満                | 無料<br>旅客1名につき2名迄<br>単独乗車は180円 |
|      | 障がい者・介護者                            | 180円                          |
| 決済手段 | 現金                                  | 乗車時                           |
|      | 交通系ICカード<br>(nimoca・福岡市交通用福祉ICカード等) | 乗車時                           |
|      | クレジットカード                            | スマホアプリ                        |

※西鉄バスの各種乗車券及び定期券は利用不可。

## 【割引等】

| 割引の種類         | 概要   | 【変更後】<br>クーポン額&<br>付与ポイント               | 適用開始時期                |
|---------------|--|---|-----------------------|
| アプリ初回ダウンロード特典 | 会員1名につき1回、クーポンコードを発行   | 500円分                                   | サービス開始時<br>(令和2年6月1日) |
| 多頻度割引         | 1か月間で3,000円ご利用いただく毎に、クーポンコードを発行  | 300円分                                   |                       |
| 乗継ポイント        | オンデマンドバスと路線バスの乗継利用で事前にアプリにて登録したnimocaカードにポイントを付与<br>※オンデマンドバスはクレジットカードまたはnimoca、路線バスはnimoca決済の場合に限る<br>※60分以内に乗り継いだ場合に限る | 90ポイント<br>※小児・幼児・障がい者割引<br>運賃適用者は40ポイント |                       |
| eチケット         | アプリで使える電子乗車券をアプリで5,000円(税込)で発行<br>※本券利用時は多頻度割引の適用無し  | ボーナスクーポン600円分付与                         | 令和3年7月5日より販売・運用開始     |
|               | アプリで使える電子乗車券をアプリで2,000円(税込)で発行<br>※本券利用時は多頻度割引の適用無し  | ボーナスクーポン200円分付与                         |                       |

※割引の種類・適用期間・適用額については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施する。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

### (12) 運行期間 **※今回変更箇所**

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 旧（現行） | 令和2年6月1日から令和8年3月31日まで          |
| 新（変更） | 令和2年6月1日から <b>令和9年3月31日</b> まで |

### 3. 地域との調整状況

今回の付議事項について、地域、交通事業者、沿線施設、行政で構成される「壱岐南のーと運行連絡会議」（令和7年12月18日開催）にて合意。

### 4. 議決事項

実証運行期間の延長 **第7期：令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）**

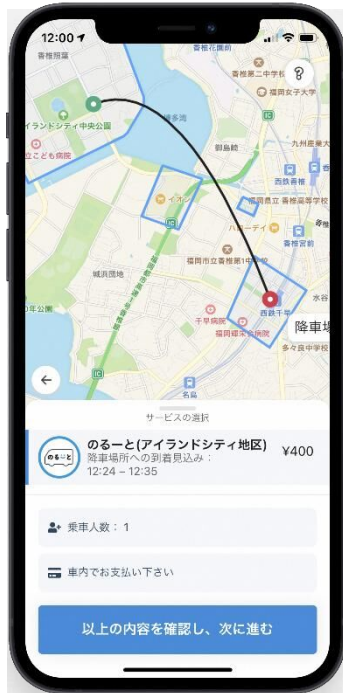
- 第6期：令和7年4月1日～令和8年3月31日（約1年間）  
（令和6年度 第5回 福岡市地域公共交通会議 議決）
- 第5期：令和6年6月1日～令和7年3月31日（約1年間）  
（令和5年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 議決）
- 第4期：令和5年6月1日～令和6年5月31日（1年間）  
（令和5年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 議決）
- 第3期：令和4年6月1日～令和5年5月31日（1年間）  
（令和4年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 議決）
- 第2期：令和3年6月1日～令和4年5月31日（1年間）  
（令和2年度 第3回 福岡市地域公共交通会議 議決）
- 第1期：令和2年6月1日～令和3年5月31日（1年間）  
（平成元年度 第4回 福岡市地域公共交通会議 議決）

## 【参考①】 予約方法

予約方法：事前に会員登録の上、専用アプリ、LINE または電話で予約する。

予約・取消受付：専用アプリ予約及びLINE 予約は24時間、  
電話予約は平土日祝 8：30～18：00  
いずれも3日前から受付。

### ○ 専用アプリでの予約



スマホアプリ上で、  
簡単に出発地/目的地を設定

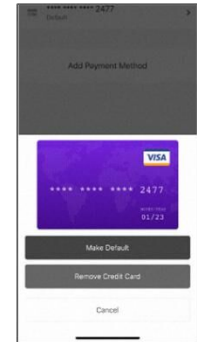
予約確定



直ぐに最適な車両を配車。乗降ポイント、  
車両情報、到着予想時刻等をご案内



自宅、職場等、日々の往来場所は事前  
登録によりワンクリックで行き先指定可能



クレジットカードまたはnimocaによる  
キャッシュレス決済

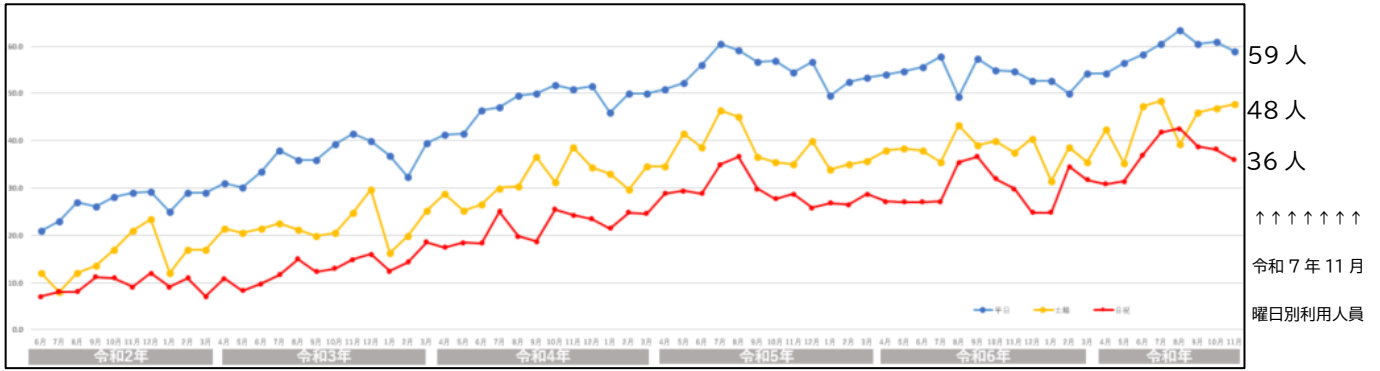
注) 表示はアイランドシティ

### ○ LINE での予約

The image is a promotional graphic for the LINE app. It features a large green background with the LINE logo on the left. The main text reads 'LINEでかんたん予約' (Easy booking with LINE) and 'アプリのダウンロードなしで手軽に利用できる機能が遂に実装' (The feature that can be used easily without downloading the app is finally implemented). Below this, a flowchart shows four steps: '公式アカウントを開く' (Open official account), '予約情報を入力する' (Enter booking information), '予約を確定する' (Confirm booking), and '確定情報が通知される' (Confirmation information is notified). At the bottom, four smartphone screens illustrate the steps: 1. Opening the official account, 2. Entering booking information, 3. Confirming the booking, and 4. Receiving confirmation information.

※2023年7月1日よりサービス開始

【参考②】 1日あたりの曜日別利用者数推移（令和2年6月～令和7年11月）



【参考③】 周辺バス路線の状況（西鉄バス路線図令和7年12月31日現在）



（西鉄HPより）